



長野県報

4月14日(木)
平成23年
(2011年)
第2258号

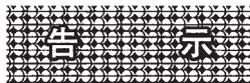
目次

告示

| | |
|--|---|
| 長野県県税条例に基づく申告等の期限の延長(税務課)..... | 1 |
| 身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害者支援課)..... | 2 |
| 身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障害者支援課)... | 2 |
| 保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課)..... | 3 |
| 基本測量の終了(建設政策課)..... | 4 |
| 公共測量の終了(4件)(建設政策課)..... | 4 |
| 広域連合長から申請のあった規約の変更の許可(市町村課)..... | 4 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... | 4 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... | 5 |

公告

| | |
|--------------------------------------|----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課)..... | 5 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課)..... | 5 |
| 一般競争入札(3件)(管財課)..... | 5 |
| クリーニング師試験の実施(食品・生活衛生課)..... | 8 |
| 長野県労働委員会の補欠委員の候補者の推薦の求め(労働雇用課)..... | 8 |
| 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課)..... | 9 |
| 一般競争入札(河川課)..... | 9 |
| 警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課)..... | 10 |
| 一般競争入札(教学指導課)..... | 11 |



長野県告示第254号

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又は条例に基づく申告、申請、請求その他の書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住居若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成23年3月11日以降に到来するものについては、証紙徴収の方法による納付及び条例第49条の規定による自動車取得税の申告納付に係るものを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長します。

平成23年4月14日

長野県知事 阿部守一

指定地域

青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県

税務課

長野県告示第255号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成23年4月14日

長野県知事 阿部 守一

| 氏名 | 診断に当たる障害別 | 診療を行う医療機関の所在地及び名称 |
|---------|--|--|
| 原 修 哉 | 視覚 | 下伊那郡阿南町北條2009-1 地方独立行政法人 長野県立病院機構 長野県立阿南病院 |
| 福 本 潤 | 音声・言語 そしゃく 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 | 上田市中央西1-1-20 医療法人 慈善会 安藤病院 |
| 原 田 卓 志 | 腎臓 肝臓 | 上田市大屋513-1 はらだ内科クリニック |
| 三 木 淳 | 音声・言語 そしゃく | 佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 |
| 町 田 香津子 | 肢体不自由 | 松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院 |
| 和 田 直 道 | 視覚 聴覚 平衡 音声・言語 肢体不自由 | 上田市常田3-15-41 医療法人 健和会 小林脳神経外科・神経内科病院 |
| 高 木 啓 倫 | 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 肝臓 | 小諸市荒町2-1-1 医療法人 山月会 小諸病院 |
| 高 木 暁 也 | 肢体不自由 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓 | 小諸市荒町2-1-1 医療法人 山月会 小諸病院 |
| 白 澤 進 一 | 肢体不自由 | 茅野市玉川4300 組合立諏訪中央病院 |

障害者支援課

長野県告示第256号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成23年4月14日

長野県知事 阿部 守一

| 氏名 | 変更前の医療機関の 所在地及び名称 | 変更後の医療機関の 所在地及び名称 |
|---------|---|--|
| 酒 井 圭 一 | 松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院 | 上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人 国立病院機構 長野病院 |
| 天 正 恵 治 | 松本市大字寿豊丘811 独立行政法人 国立病院機構 松本医療センター 中信松本病院 | 松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院 |
| 田 畑 賢 一 | 佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 | 佐久市平賀字川原田2366-2 たばたクリニック |

障害福祉課

長野県告示第257号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
松本市大字里山辺字寺山5223、5224の1から5224の3まで、5225の1、5226から5229まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第258号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
塩尻市大字木曾平沢字南原2324の95
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第259号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡天龍村平岡34の1、35のホ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第260号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡天龍村神原693の2、700の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第261号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成23年4月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）
- 2 作業期間
平成22年5月10日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域
長野県全域

建設政策課

長野県告示第262号

長野地方法務局長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年4月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項に基づく基準点測量）
- 2 作業期間
平成22年9月14日から平成23年3月30日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第263号

上田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年4月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点方位角取付測量）
- 2 作業期間
平成23年1月31日から平成23年3月15日まで
- 3 作業地域
上田市

建設政策課

長野県告示第264号

上田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年4月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点再設置測量）
- 2 作業期間
平成23年1月31日から平成23年3月15日まで
- 3 作業地域
上田市

建設政策課

長野県告示第265号

千曲市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年4月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間
平成22年7月15日から平成23年3月29日まで
- 3 作業地域
千曲市

建設政策課

長野県北安曇地方事務所告示第1号

北アルプス広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成23年3月30日付けで許可しました。

平成23年4月14日

長野県北安曇地方事務所長 長澤 一男

市町村課

長野県伊那建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年4月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年4月14日

長野県伊那建設事務所長 原 明善

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 美篤箕輪線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--------------------------------------|-----|---------------|--------------|
| 伊那市手良中坪575番地先から 伊那市手良中坪223番の1地先まで | 旧 | 6.5~10.9 m | 0.4095 km |
| 同 上 | 新 | 6.5~10.9 | 0.4095 |
| | | 12.0~36.1 | 0.3802 |

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

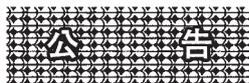
その関係図面は、告示の日から平成23年4月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年4月14日

長野県伊那建設事務所長 原 明 善

- 1 路線名 美篤箕輪線
- 2 供用を開始する区間
伊那市手良中坪575番地先から
伊那市手良中坪223番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成23年4月15日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年4月14日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日
平成23年4月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ミンビーバースーバドミントンアカデミー
- 3 代表者の氏名
岩 垂 潤
- 4 主たる事務所の所在地
塩尻市大字広丘吉田1339番地28
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県の松本・塩尻周辺地域を中心に、バドミントンや他スポーツを子ども達や指導者、住民に対し指導・支援していくことによって、長野県のバドミントン及び他スポーツの普及とレベルアップを図ること。さらには、他県との交流や外国との国際交流等を通して、スポーツを通じた子ども達や指導者、住民の健全な心身の育成に寄与すると共に、社会へ出てからの子どもたちの姿を見通した人間教育を行っていくことを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年4月14日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日
平成23年4月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野県地域支援センター
- 3 代表者の氏名
滝 澤 恵 一
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字稲葉940番地345
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域活性化活動者への地域づくりに関する事業支援・養成に関する啓発・相談事業を行い、活力ある地域を生み、人が育つ土壌・社会形成実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年4月14日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県庁舎消防用設備等点検業務一式
 - (2) 役務の特質
長野県庁舎（本館、議会棟、西庁舎及び東庁舎をいう。以下同じ。）の消防用設備等点検業務
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成24年3月31日まで
 - (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁舎
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とし